

病室内への通信情報機器の持ち込み・使用について

本院では、通信情報機器の病室内への持ち込みは許可制としています。

携帯電話、スマートフォン、PHSといった「生活をするうえで、どうしても必要な機器」の持ち込みは原則として認めますが、「療養に必要なのない機器」の持ち込みはできません。持ち込み及び使用については、下記をご確認ください。

病室内への持ち込み・使用ルール

機器の持ち込みが必要な場合は、入室前（入院手続時）に看護師にお知らせください。

なお、療養に必要なのない機器〔例：家庭用ゲーム機、冷暖房機器、小型冷蔵庫・電子ポット、音の出る電子機器（イヤホン使用は除く）等〕の持ち込みはできません。

※ 療養に必要なのない機器の範囲は、各患者の病状・治療方針、使用する医療機器等に基づき職員が判断します。

持ち込みを認められた機器の使用許可時間 午前7時～午後9時（緊急時を除く）

- マナーモードに設定（スピーカー等から音が出ない状態に設定）
- 社会通念上のマナーに反しない（音漏れ、時間外使用、歩きながらの使用 など）
- 他の患者さんの療養を妨げる行為をしない
- 患者さんや職員のプライバシーを侵害する行為、個人情報の漏えいに繋がる行為をしない（対象者に許可なく撮影・録音すること など）
- 本院の業務に支障が出る行為をしない
- 外部モデム（無線LAN、WiFi、Bluetooth等）を利用した使用の禁止
※ 使用する周波数帯が重なり、電子医療機器や医療情報システムに干渉する恐れがあります。
- ペースメーカー等を装着している方に配慮する
※ 近接して使用することで不具合を起こす場合があります。
状況に応じて、職員から通信情報機器の使用停止をお願いする場合があります。



各病室の入口等に、右図のような使用基準を掲示しています。

持ち込み及び使用に関する詳細は、病棟看護師にご確認ください。

注1) 上記のルールや掲示物によらずエリア毎に詳細な使用基準を設定している場合や、医療従事者の判断で使用を制限・禁止する場合がございます。エリア毎の使用基準に関してご不明な点は、病棟看護師にお問い合わせください。

注2) 通信情報機器は、自己管理・自己責任においてご使用ください。紛失・破損、不正・犯罪行為の被害者又は加害者となること、電波環境の不具合に起因する不利益等、何らかの被害を被った場合であっても本院は関知いたしません。

通信情報機器の使用基準等に関する詳細は、本院ホームページ (<http://www.hosp.u-ryukyu.ac.jp/>) に掲載してあります。